

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県においては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は未だ増加傾向が続き、県立学校でも学級閉鎖等の対応を行っている学校は増加しております。

そのような中で、国は2月10日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を3月6日まで延長することを決定しました。これに基づき、県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応」（別添資料1）を決定しました。

各学校においては、令和4年1月20日付け教高指第2226号「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について（通知）」（別添資料2）、令和4年1月26日付け教高指第2260号「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応（一部強化）について（通知）」（別添資料3）及び本通知に則り、引き続き感染症対策を徹底するようお願いします。

記

1 変更点について

(1) 原則としてオンライン学習を活用した分散登校を実施する。

通常規模の教室では20名程度を基本とし、分散登校とオンライン学習を併用した授業を実施すること。

オンライン学習については、授業の配信（同時双方向又はオンデマンド配信）を基本とすること。なお、各教科・科目の特質に応じて課題の配信・提出等を組み合わせで行うことは差し支えない。その際、すべての生徒へ平等に学びを保障できるよう、学校として統一性をもって取り組むこと。

ア 学年末考査については、感染防止対策を徹底した上で、通常通り実施することは差し支えない。

イ 学校や地域の感染状況、生徒の通学方法や使用する交通機関等を踏まえ、必要に応じて、始業時刻の繰り下げや短縮授業を行うこと。

ウ 定時制・通信制課程については、規模に応じて判断すること。

(2) 各種学校行事の実施を制限する。

ア 修学旅行、遠足等の校外行事は延期又は中止とすること。

イ 全校児童生徒が体育館等に一堂に会して行う各種集会・行事等については、延期又は中止とすること。

ウ 卒業式については、別添資料2「4（3）令和3年度卒業式について」を参照すること。

(3) 適切に学級閉鎖等の措置を実施し、速やかにオンライン学習へ移行する。

ア 学級閉鎖や学年閉鎖等の際は、学習保障の観点から速やかにオンライン学習に移行すること。

なお、特別支援学校については、児童生徒の障害の状況に応じてオンライン等を活用して学習保障に努めること。

イ 保健所による積極的疫学的調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合には、令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」で設定した目安を適用するとともに、令和4年1月17日付け教保体第1531-1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」に留意すること。

## 2 部活動について

活動日数等については、「課業日（土曜授業を行う日を含む）のうち2日以内、1日の活動を90分以内」（別添資料3）に変更はないが、特に屋内での活動における感染が多数確認されているため、改めて感染対策を徹底すること。

(1) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。

(2) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にを行い、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わない。）

(3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等における感染防止対策を徹底すること。

(4) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。

(5) 全国大会や関東大会（及びその予選会）やコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、大会開催初日（長期に渡るリーグ戦による大会の場合は試合当日）の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

## 3 令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜について

感染防止対策を徹底した上で予定通り実施すること。

なお、濃厚接触者の受検上の留意点については、令和4年2月4日付け教高指第

2311号「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染拡大に対応した受検上の取扱いについて（通知）」（別添資料4）を参照すること。

#### 4 オンライン学習を実施するにあたっての留意点

オンライン学習を実施するにあたっての留意点や教材作成のための参考情報などは、学校間ネットワークのICT教育推進課ポータルサイトや県立総合教育センター家庭学習支援サイトを参考にすること。また、ICT環境や技術などに関する個別の課題や技術的に不明なことについては、ICT教育推進課のWEB相談窓口を積極的に活用すること。

また、「ICTを活用したオンライン学習実施のための時間割等の工夫例」（別添資料5）も参考にすること。

#### 5 別添資料

- (1) 令和4年2月10日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）  
「まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応」
- (2) 令和4年1月20日付け教高指第2226号  
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について（通知）」
- (3) 令和4年1月26日付け教高指第2260号  
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応（一部強化）について（通知）」
- (4) 令和4年2月4日付け教高指第2311号  
「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染拡大に対応した受検上の取扱いについて（通知）」
- (5) 「ICTを活用したオンライン学習実施のための時間割等の工夫例」  
(ICT教育推進課 資料)

**【感染防止対策に関すること】**

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

**【体育の授業・運動部に関すること】**

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

**【学習指導・文化部に関すること】**

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

**【高等学校入学者選抜に関すること】**

担 当 高校教育指導課 学びの改革担当

電 話 048-830-6766

**【ICT活用に関すること】**

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

**【特別支援学校に関すること】**

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886